工事請負契約書(案)

1 工 事 名 会津森林管理署湯野上森林事務所解体工事

2 工事場所 福島県南会津郡下郷町大字湯野上字居平乙 746 番地

3 工 期 契約締結日の翌日から 令和8年1月30日まで

4 請負代金額 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

5 契約保証金額 請負代金額の10分の1以上

6 調 停 人

7 前 金 払 適用削除

8 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会

[建設工事紛争審査会

9 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

| 適用削除 | | | |
|------|------------------------|-----------|-----------------|
| | 選択事項 | | 選択条項 |
| の区分 | | | |
| | 契約保証金の納付 | | 第4条第1項第1号 |
| × | 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の扱 | 第4条第1項第2号 | |
| | 銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事 | | 第4条第1項第3号 |
| | 業会社の保証 | | |
| | 公共工事履行保証証券による保証 | | 第4条第1項第4号 |
| | 履行保証保険契約の締結 | | 第4条第1項第5号 |
| | [] 主任技術者 | | |
| | | | 第10条第1項第2号 |
| | [監理技術者 | | |
| × | 支給材料及び貸与品 | | 第15条 |
| × | 前金払 | | 第35条第1項 |
| × | 中間前金払 | | 第35条第5項 |
| × | 部分払 | 回以内 | 第38条 |
| × | 部分払の対象となる工場製品 | | 第38条 |
| × | 国庫債務負担行為に係る契約の特則 | | 第40条 |

- 10 解体工事に要する費用等 別紙2のとおり
 - (注) 工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号) 第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合に限る。
- 11 住宅建設瑕疵担保責任保険
 - (1) 保険法人の名称:
 - (2) 保険金額:
 - (3) 保険期間:
 - (注) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第2条第5項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所

の所在地及び名称、共同請負の場合の建設瑕負担保割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、 本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正 な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定 書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所)福島県会津若松市追手町 5-22

分任支出負担行為担当官

(氏名) 会津森林管理署長 田村 耕司 印

受注者 (住所)

(氏名)

囙

(注)受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びにその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

1 分別解体等の方法

| | 工程 | 作 業 内 容 | 分別解体等の方法 |
|------------|--------|-----------------|--------------|
| 工 | ①建築設備· | 建築設備・内装材等の取り外し | □手作業 |
| 程 | 内装材等 | □有 □無 | □手作業・機械作業の併用 |
| <u>_</u> " | | | 併用の理由 |
| と | | | |
| 0) | | | |
| 作 | | | |
| 業 | ②屋根ふき材 | 屋根ふき材の取り外し | □手作業 |
| 内 | | □有 □無 | □手作業・機械作業の併用 |
| 容 | | | 併用の理由 |
| 及 | | | |
| び | | | |
| 解 | ③外装材·上 | 外装材・上部構造部分の取り壊し | □手作業 |
| 体 | 部構造部分 | □有 □無 | □手作業・機械作業の併用 |
| 方 | ④基礎・基礎 | 基礎・基礎ぐいの取り壊し | □手作業 |
| 法 | ぐい | □有 □無 | □手作業・機械作業の併用 |
| | ⑤その他 | その他の取り壊し | □手作業 |
| | () | □有 □無 | □手作業・機械作業の併用 |

- (注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。
- 2 解体工事に要する費用(直接工事費)

円 (税抜き)

- (注)・解体工事の場合のみ記載する。
 - ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 - ・仮設費及び運搬費は含まない。
- 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

| 建設資材廃棄物の | 施設の名称 | 所 在 地 |
|----------|-------|-------|
| 種類 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

- (注) 建設現場において再資源化する場合については、記載不要。
- 4 再資源化等に要する費用(直接工事費)

円 (税抜き)

(注) 運搬費を含む。